

平成 20 年

総務教育常任委員会会議録

平成 20 年 9 月 19 日

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しかできなく、誤字、脱字がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

平成20年

総務教育常任委員会

平成20年9月19日（金曜日）

◎案件

(1)意見書について

- ①「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかなる制定を求める意見書の提出について
- ②北海道開発の直轄整備体制堅持に関する意見書の提出について

◎出席委員（6名）

委員長	平野隆雄	副委員長	滝川明子
委員	佐藤卓也	委員	加藤雅行
委員	藤山大	委員	溝部幸基

◎欠席委員（0名）

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	石堂一志	議会グループ総括主査	坂口稔
--------	------	------------	-----

○**委員長(平野隆雄)** おはようございます。

早朝よりご参集くださいますありがとうございます。定例会間際に意見書が昨日1件着きましたので、これから協議したいと思います。

まず、「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかなる制定を求める意見書の提出について、事務局より説明をお願いします。

坂口議会グループ総括主査。

○**議会グループ総括主査(坂口稔)** この件に関しては、去る9月3日に特定非営利活動法人ワーカーズコープセンター事業団の北海道開発本部の事務局長の竹森さんという方と指定居宅サービス事業所、ヘルパーステーション「あかね」、管理者の宮越さん外1名の計3名の方が直接来庁しまして、局長に意見書の検討をお願いしますということで提出をされたものでございます。

朗読に代えて説明したいと思いますので、よろしくをお願いします。

「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかなる制定を求める意見書(案)でございます。

日本社会の急速な少子・高齢化は、様々な課題を日本社会に投げかけ、新たなライフスタイルと、それを支える社会システムの構築が求められています。とりわけ、年金・医療・福祉などの社会保障制度はもちろんのこと、労働環境にも大きな変化の波が押し寄せ、働くことに困難を抱える人々の増大が、社会問題となっています。また、2000年以降の急速な構造改革により、経済や雇用、産業や地方など、様々な分野に格差を生じさせました。

とりわけ、労働環境の問題は深刻さを増しています。失業と合わせて「ワーキングプア」「ネットカフェ難民」「偽装請負」など、新たな貧困と労働の商品化が広がっています。また、障害を抱える人々や社会とのつながりがつくりにくい若者など、働きたくても働けない人々の増大は、日本全体を覆う共通した地域課題です。

こうした課題を解決するために、市民自身が協

同で地域に必要な仕事をみずからがおこし、社会に貢献する喜びや尊厳を大切にして働き、人と人とのつながりとコミュニティの再生を目指す、自立的で新しい働き方が今、日本の社会に着実に広がりつつあります。労働者協同組合(ワーカーズコープ)、ワーカーズコレクティブ、農村女性ワーカーズ、障害者団体など、「協同労働」という新しい働き方を求めている団体や人々を含めると10万人以上存在すると言われていています。しかしながら、「協同労働の協同組合」の制度を承認する他のG7各国と異なり、働く人、利用者及び支援者が協同して新しい事業とその経営組織を生み出そうとする法制度を承認し、また振興する法の仕組みがありません。

すでに、欧州などでは、「社会的協同組合法」(イタリア)、「生産労働者協同組合」(フランス)等という名称の法律となり、失業や社会的排除、貧困に苦しむ市民や仕事を求めている人々にとって、仕事おこし、地域再生を図る有効な制度となっております。

これらの活動の社会的意義をふまえ、日本においてもこの法制化に賛同し、国会での法制化の検討が始まりました。

誰もが「希望」と「誇り」を持ち、「安心」と「豊かさ」を実感できるコミュニティをつくり、人との「つながり」や社会との「つながり」を感じられるという、新しい働き方必要性が高まっています。こうした働き方、これに基づく非営利の事業体は、住民の自発性と主体性を基礎に、新しい公共と市民自治、まちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることに困難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事をおこし、社会に参加する町を開くものです。

国においても、社会の実情を踏まえ、就労の創出、地域の再生、少子・高齢社会に対応する有力な制度として、「協同労働の協同組合法」の速やかなる制定を求めるものです。

以上の内容でございますので、よろしくご審議のほうをお願いします。

○**委員長(平野隆雄)** 質疑はありますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤卓也） 協同労働というのは新しい考えといいますか、概念だと思うのですが、これがどういうことなのかはつきり意見書からは読み取れなかったのでインターネットで見ましたら、雇用関係、つまり雇うとか、雇われるといったことが存在しないというように出ておりました。同じような形態では、農協、生協といったものと同じであると書いてありましたが、その辺をお伺いしたいと思います。

また、NPO法人との違いというのが、NPO法人は出資が認められていないのですが、協同労働というのは出資が認められるというのですが、その辺もお伺いしたいと思います。

それと、法制化へのハードルがあると思うのですが、どういことが問題になっているのかおわかりであればお伺いしたいと思います。

○委員長（平野隆雄） 石堂議会事務局長。

○議会事務局長（石堂一志） 大変難しい項目ばかりで、こちらから説明できるものは少ないと思いますが、私の認識のところでの違いというのは、今NPOのお話も出ておりましたけれども、NPOの1つ進んだもの、基本的にはNPO自体は非営利ということで、運営するお金の部分については何とか確保を認めて法人化ということですが、これは一歩進んで働く人方が出資も含めて進めていくということです。

ただ、具体的な部分については私どもには来ていません。というのは、そこまで具体的に法律の制度がまだできていないということですから、さきほど言いましたように働く人方含めて出資しながらでもできるという協同組合ということで、仕組みだけはそういう考えでつくりたいということです。ハードルというのは、この意見書を持って来たときにはそういう具体的なお話はありませんでした。

ただ、皆さんには資料を差し上げていないのですが、意見書案に書いてありますとおり国会議員の超党派、これは自民党から共産党の方も含めて8区の元ニセコ町長も入っておりますし、かなり

の人数が入ってつくろうとしているのです。たぶん今の動きの中では、これだけの国会議員さんの方が賛同しておりますので、確実に制定になり、法律は公布になるのかなと思っております。答えになるかどうかはわかりませんが、その辺の概略的なものよりご答弁できません。

○委員長（平野隆雄） 坂口議会グループ総括主査。

○議会グループ総括主査（坂口稔） 会長は、公明党の坂口力さんでございます。会長代行が、民主党の仙谷由人さん、幹事長が自由民主党の長瀬甚遠さんです。国会議員は、全部で156名の方が名簿に名を列ねております。そのほかに、副会長が自民党、森英介さん、山田正彦さん、社会民主党の阿部知子さん、新党日本の田中康夫さんも副会長として名を列ねております。

○委員長（平野隆雄） 加藤委員。

○委員（加藤雅行） 佐藤委員と同じように、中身がよくわからないといいますか、意図がわからないのです。これを読ましてもらって想像するのは、高齢者事業団とか高齢者関係をやられた労働組合ではないのですが、そういう関係のものに近いという感じがするのです。

それで、この文面を見ましても、働き手も働けないというのは、私から言わせれば働けるのに働かないということも1つ加えてもいいような感じが出てきている可能性もあるのです。これは私の主観ですが、過去にもそういうような形ではっきりしないものをこれから法制化しようというのであればわかるのです。

でも、まだ何も国会のほうでも具体的な問題、それから、これをつくることによってNPOとかいろんな問題のなかで既存の労働組合とか、例えば労働組合の中でもフリーター、アルバイト的な感じのものとの兼ね合いだとか、いろんな問題がまだあると思っているのです。あえて今ここで我々がわからないものを押すという根拠はなにもないのです。もう少し状況を踏まえて、そういう形の中からいくら国会議員がやろうがだめなものはだめというか、まだわからないものに対して賛

同することはどうかと私は思います。

○委員長（平野隆雄） ほかに。

滝川委員。

○委員（滝川明子） うちの議会は9月会議が遅いほうだと思うのですけれども、3定を終えた自治体の状況などをおわかりでしたら教えていただきたいと思います。

○委員長（平野隆雄） 石堂議会議務局長。

○議会議務局長（石堂一志） まだ全部終わっていませんし、そこまでは把握できておりません。現実、私どものように今やっているところもありますので、9月定例会の状況というのは現在ではつかまえておりません。

○委員長（平野隆雄） 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9時06分)

(再開 午前 9時13分)

○委員長（平野隆雄） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

本意見書の提出については、もう少し精査して情報収集に努めてからでも遅くないという意見が多いようなので、そのように取り扱いたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○委員長（平野隆雄） 次に、昨日着きました北海道開発の直轄整備体制堅持に関する意見書の提出についてでございます。

内容の説明を求めます。

坂口議会グループ総括主査。

○議会グループ総括主査（坂口稔） 北海道開発の直轄整備体制堅持に関する意見書（案）でございます。

中央と地方の格差拡大が言われて久しいところであるが、都市を多面的に支えている地方がこれ以上衰退しないためには、魅力あるまちづくりが必要であり、そのまちづくりにとって国と地方の適切な役割分担に基づいた生産基盤の整備は必要不可欠なものとなっている。

北海道は広大な面積を有しているが、他方で人口は全国の4.4%に過ぎず、地方自治体の財政力

も脆弱となっている。また、拠点都市間の距離が長い広域分散型の地域構造となっている中、低密度な道路網とともに厳しい積雪寒冷の地でもあり、国民生活の安定を図るうえでも引き続き社会資本整備の必要性が極めて高い状況にある。

北海道開発については、北海道の資源・特性を活かして国の問題解決に貢献するという基本的な意義のもとで、明治以降、北海道開拓という歴史の中で、北海道開発法に基づく北海道総合開発計画により、農業、港湾、漁港、道路、河川といった社会生産生活基盤に関わる公共事業を効果的に推進するため、北海道開発局により一体的、一元的な実施が図られてきたところである。

住民生活及び地域経済を支える根源的な社会生産生活基盤に関して、国の責任範囲であるサービス水準及びそれを補完する形としての北海道庁の整備水準並びに双方における役割は基本的に相違するものであり、今後、環境や資源等において、国力としての北海道の可能性と北海道が果たすべき役割は極めて重要であるとともに、ますます増大することが期待されるところである。

よって、国においては地方分権改革推進のもと、北海道開発に関係する国の機関のあり方等について検討されているところであるが、特に下記事項について強く要望する。

記として1から5までございます。

なお、福島町の関係は5番目で、浦和、白符もあわせて福島漁港が国直轄で整備されているところでございますので、よろしくご審議のほうお願いいたします。

○委員長（平野隆雄） なにか、疑問点はありますか。

(「なし」という声あり)

○委員長（平野隆雄） それでは、本意見書の提出について採決をいたします。

賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○委員長（平野隆雄） 起立多数です。したがって、本意見書は提出することに決定いたしました。以上で、総務教育常任委員会を終わります。

(閉会 午前 9時16分)

福島町議会委員会条例第27条の規定により署名する。

総務教育常任委員会委員長